○大隅肝属広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

令和３年３月26日

大隅肝属広域事務組合規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除等）

第２条　条例第２条第３号の管理者が定める場合及び承認の手続については、鹿屋市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成29年鹿屋市規則第40号）の規定の例による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。